

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童福祉法		法令番号	昭和22年 法律第164号			
手続名	小児慢性特定疾病児童等に対する医療費給付の認定		根拠条項	第19条の第3項			
審査基準	<p>児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき、当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年12月18日厚生労働省告示第475号）に基づいて審査する。</p>						
	受付機関	各保健福祉事務所	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	
				標準処理期間	50日	目次	2
				標準経由期間	4日	No.	